

ご入居までの流れ

特別養護老人ホームグランツァ

ご利用対象者

介護が必要な方で要介護認定をお受けになり、要介護 3～5 の認定を受けた方が対象です。特例入所対象者である要介護 1・2 の方もご入居できます。

ご利用手続き

入居を希望されるご本人またはご家族と当施設との契約となりますので、直接特別養護老人ホームグランツァまでお申込み下さい。

ご入居までのステップ

ステップ 1 「要介護認定」を受けていただきます。

お申込みは要介護認定で 1～5 と認定された方が対象です。要介護認定の申請は、お住まいの市町村の介護保険課でできます。

ステップ 2 「申込書」を提出下さい。

「申込書」は電話でお問合せいただければ、パンフレットと一緒にご郵送させていただきます。また、事業所へご来所いただいておりますお渡し、ホームページからのダウンロードもできます。

特例入所対象者の方については、「特例入所申込理由書」の記載をお願いいたします。

在宅サービスをご利用されている方においては、過去 3 ヶ月間の「サービス利用票」および「サービス利用票別記」の写しを添付いただきます。

障害者手帳等の交付を受けている方においては、手帳等の写しをいただきます。

ステップ 3 入所希望者調査をさせていただきます。

ご自宅等に訪問し、入所希望者調査をさせていただきます。その際には、認定調査票(写し)、負担限度額認定証(写し)のご提出をお願いします。また、担当する介護支援専門員等にも、状況等の情報提供をいただきます。

ステップ 4 ご入居までの待機期間となります。

入所検討委員会にて入居待機の順位等を決定し、ご入居まで一定期間お待ちいただくこととなります。入居までの待機期間は、以下のような条件で変わってきます。

本人の状況

介護の必要性

家族等介護者の状況

待機期間中、要介護度やご家族の状況等に変化がありましたら、お電話にてご連絡下さい。

ステップ 5 事前面接-入所判定

入居間近となりましたら、電話連絡にて入居意思の確認を行い、ご意思が確認できましたら、ご本人様の事前面接にうかがわせていただきます。その結果をもとに、最終的な入居調整を行います（ご入居するお部屋の準備は判定の結果が出た後になりますので、多少お時間を頂くこととなります）。

ステップ 6 ご入居となります。

ご入居はご本人様（もしくは代理人の方）との契約を持って成立となります。ご契約は入居日当日に行わせて頂きます。また、ご入居が決まりましたら、役所での手続きや必要物品の準備をして頂きます（詳細につきましては、入居決定後改めてご説明させていただきます）。